

罪名別各制度対象事件(早見表)

2009年5月作成

刑法犯

あくまで目安としてお使いください

罪 名	条 文	被疑者国選対象事件	国選付添人対象事件	裁判員裁判対象事件
		死刑・無期・長期3年を超える	死刑・無期・短期2年以上 故意犯の死亡結果 注1) 注2)	死刑・無期 法定合議かつ故意犯の死亡結果
内乱関係	77条～80条	○	× 首謀・謀議参与は○	× 首謀・謀議参与は○
外患関係	81条～88条	○	○ 外患予備陰謀は×	○ 外患予備陰謀は×
国交関係	92条～94条	× 私戦予備陰謀は○	×	×
公務執行妨害	95条～96条の3	×	×	×
逃走	97条～102条	○ 単純逃走・逃走援助は×	×	×
犯人蔵匿・証拠隠滅	103条～105条の2	×	×	×
騒乱	106条～107条	× 騒乱首謀・他人指揮は○	×	×
放火	108条～115条	○ 自己所有建造物等以外・予備等は×	× 現住・他人所有非現住は○	× 現住は○
失火	116条～117条の2	×	×	×
激発物破裂・ガス漏出	117条、118条	× 激発物破裂・ガス等漏出致死傷は○	× 現住激発物破裂・ガス等漏出致死は○	× 現住激発物破裂・ガス等漏出致死は○
出水・水利妨害	119条～123条	○ 過失・水利妨害は×	× 現住は○	× 現住は○
往来妨害	124条	○ 往来妨害は×	× 致死は○	× 致死は○
船車往来危険	125条～128条	○	○	○ 電汽車・艦船往来危険は×
過失往来妨害	129条	×	×	×
住居侵入	130条～132条	×	×	×
秘密侵害	133条～134条	×	×	×
あへん煙関係	136条～141条	○ 吸食・所持は×	×	×
飲料水関係	142条～147条	○ 浄水汚染・浄水毒物混入は×	× 水道毒物混入・致死は○	× 致死は○
通貨偽造	148条～153条	○ 取得・取得後知情行使は×	○ 取得・取得後知情行使・準備は×	× 通貨偽造・同行使は○
公文書偽造	154条～157条、161条の2	○ 無印公文書・免状等不実記載は×	× 詔書は○	× 詔書は○
偽造公文書行使	158条、161条の2	○ 無印公文書、不実記載免状は×	× 詔書は○	× 詔書は○
私文書偽造	159条～161条の2	○ 無印私文書・虚偽診断書は×	×	×
有価証券偽造	162条、163条	○	×	×
支払用カード電磁的記録関係	163条の2～163条の5	○ 不正作出準備は×	×	×
印章偽造	164条～168条	○ 公記号・私印は×	× 御璽は○	×
偽証	169条～171条	○	×	×
虚偽告訴	172条	○	×	×
わいせつ・わいせつ文書頒布等	174条、175条	×	×	×
強制わいせつ	176条、181条1項	○	× 致死傷は○	× 致死傷は○
強姦	177条～181条	○	○	× 致死傷は○
淫行勧誘	182条	×	×	×
重婚	184条	×	×	×
賭博・富くじ	185条～187条	× 賭博場開帳等図利は○	×	×
礼拝所・墳墓関係	188条～192条	× 墳墓発掘死体遺棄は○	×	×
職権濫用	193条～196条	○ 公務員職権濫用は×	× 致死は○	× 致死は○
収賄	197条～197条の5	○	×	×
贈賄	198条	×	×	×
殺人	199条、201条	○ 予備は×	○ 予備は×	○ 予備は×
嬰兒殺	199条、201条	○ 予備は×	○ 予備は×	○ 予備は×
自殺関与	202条、203条	○	×	×
傷害	204条～206条	○ 現場助勢は×	× 致死は○	× 致死は○
暴行	208条	×	×	×
凶器準備集合・同結集	208条の3	×	×	×

罪名別各制度対象事件(早見表)

2009年5月作成

罪 名	条 文	被疑者国選対象事件	国選付添人対象事件	裁判員裁判対象事件
		死刑・無期・長期3年を超える	死刑・無期・短期2年以上 故意犯の死亡結果 注1) 注2)	死刑・無期 法定合議かつ故意犯の死亡結果
危険運転致死傷	208条の2	○	× 致死は○	× 致死は○
過失致死傷	209条、210条	×	×	×
業務上(重)過失致死傷	211条	○	×	×
自動車等による業務上(重)過失致死傷	211条	○	×	×
墮胎	212条～216条	○ 墮胎・同意墮胎は×	×	×
遺棄	217条～219条	○ 遺棄は×	×	×
逮捕・監禁	220条、221条	○	×	×
脅迫	222条、223条	×	×	×
略取・誘拐	224条～229条	○ 身代金目的略取等予備は×	×	×
名誉毀損	230条	×	×	×
信用毀損・業務妨害	233条、234条	×	×	×
窃盗	235条、盗犯2条、3条	○	×	×
強盗	236条～239条、盗犯2条、3条	○ 強盗予備は×	○ 予備は×	×
強盗致死傷	240条、盗犯4条	○	○	○
強盗強姦	241条、盗犯4条	○	○	○
詐欺	246条、248条	○	×	×
背任	247条	○	×	×
恐喝	249条	○	×	×
横領	252条～254条	○ 遺失物等横領は×	×	×
盗品等関係	256条	○ 無償譲受等は×	×	×
毀棄・隠匿	258条～263条	○ 器物損壊等、信書隠匿は×	×	×

特別法犯

注) 主要な特別法犯のみ

罪 名	条 文	被疑者国選対象事件	国選付添人対象事件	裁判員裁判対象事件
		死刑・無期・長期3年を超える	死刑・無期・短期2年以上 故意犯の死亡結果 注1) 注2)	死刑・無期 法定合議かつ故意犯の死亡結果
道路交通法	115条～124条	×	×	×
暴力行為等処罰に関する法律	全1条～3条	×	×	×
道路運送車両法	106条～113条	×	×	×
銃砲刀剣類所持等取締法	31条～37条	○ 一部の罰条は×	×	×
軽犯罪法	1条	×	×	×
売春防止法	5条～16条	○ 一部の罰条は×	×	×
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律	49条～57条	×	×	×
大麻取締法	24条～27条	○ 一部の罰条は×	×	×
麻薬及び向精神薬取締法	64条～76条	○ 一部の罰条は×	×	×
覚せい剤取締法	41条～44条	○ 一部の罰条は×	×	×
出入国管理及び難民認定法	70条～78条	×	×	×
毒物及び劇物取締法	24条～27条	×	×	×

注1) 対象事件の場合でも、家庭裁判所による必要性判断があるため(少年法第22条の3第2項)、家裁送致時に裁判所への働きかけが必要である

注2) 検察官関与決定事件(少年法第22条の3第1項)と被害者傍聴申出事件(少年法第22条の5第2項)は必要的国選事件となる